

○大隅肝属広域事務組合職員の服務に関する規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第8号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の服務に関する規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める基準に従い、一般職の職員の服務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準用規定）

第2条 職員の服務に関しては、鹿屋市職員の服務に関する規程（平成18年鹿屋市訓令第26号）を準用する。ただし、同規程中「鹿屋市長事務部局」とあるのは「大隅肝属広域事務組合」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。